

# 平成 29 年度事業報告

## I 関係法規の制定／改正及び行政施策の動向と本会の対応

### 1 原料原産地表示に関する動向

#### 1) 行政部局の動向

平成 28 年度に、消費者庁と農林水産省共催の「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」により、T P P 関連対策の一環としての意味合いも加味されて、原料原産地表示を拡大する方向で検討された。

平成 29 年 3 月に、上記検討会のとりまとめを踏まえて、消費者庁より新たな原料原産地表示の内容を含む食品表示基準改正案が示されて消費者委員会に諮問され、同委員会食品表示部会で審議され、7 月に答申された。

平成 29 年 9 月 1 日付けで、新たな原料原産地表示の内容を含む食品表示基準の改正が施行された。なお、経過措置期間は平成 34 年 3 月末までとされた。

#### 2) 本会の対応

平成 28 年に原料原産地表示改正の検討が開始されて以降、本会会員に検討状況を周知するとともに、本会の各種委員会等を通じて本会会員の意見を聴取し、それを踏まえて消費者庁及び農林水産省に対して、果実飲料の製造・流通実態を踏まえて折衝してきた。

平成 29 年 4 月には、本会の技術委員会において、新たな原料原産地表示の内容を含む食品表示基準改正案についての本会として提出するパブリックコメントを検討し、下記を本会からのパブリックコメントとして消費者庁に提出した。

平成 29 年 9 月に、新たな原料原産地表示の内容を含む食品表示基準改正が施行された後、本会としては会員に対して以下の対応を行った。

- ・食品表示基準改正の内容を果汁協会報等で周知
- ・消費者庁が開催する改正内容の説明会等の周知
- ・「食品表示基準関連資料(果実飲料を中心に)(第 3 版)」を平成 29 年 9 月に会員に送付

同資料は、食品表示基準が膨大であることから、少しでも果実飲料に関係する記載がみつけやすいように、同基準、施行通知、Q & A を抜粋したものであり、今回の第 3 版は、原料原産地表示改正の内容を付け加えたもの。これまで、平成 27 年 5 月版(三法一元化直後)、平成 28 年 2 月版(製造所固有記号の改正への対応等)を会員に配布してきたところ。

- ・実務担当者研修会での情報提供

平成 30 年 3 月 8 日に開催した標記研修会において、原料原産地表示制度について消費者庁担当官等から説明いただいた。

- ・表示相談等による随時の情報提供。

## 本会が提出したパブリックコメント

### ①[経過措置期間について]

平成 32 年 3 月末までの三法一元化についての表示改版の 5 か年の経過措置期間は、①平成 27 年度には示されなかった製造所固有記号の制度化の 1 年遅れ、②平成 28 年度は、原料原産地表示検討による食品表示基準の変更を見据えざるを得なかったこと等から、多くの事業者は度重なる表示改版を避けるために、ここ 2 か年は様子見にならざるを得ず、新基準への対応が進んでいない。

したがって、原料原産地表示を付加した食品表示基準改正が公布された後に、一元化及び原料原産地表示の両方に対応した食品表示改版に多くの事業者が着手することとなり、平成 32 年 3 月末までの一元化の残余期間では、その両方に対応した表示改版を終えることは多くの事業者で困難である。

このため、一元化と原料原産地表示の両方の経過措置期間をあわせて延長願いたい。

### ②[普及・啓発について]

今回の原料原産地表示に係る食品表示基準改正は、全ての加工食品を対象にし、その上で実行可能性を考慮した結果、可能性表示他の種々の表示方法での表示が認められるなど、消費者にとって極めて分かり難い表示制度とならざるを得なかった。

このため、消費者は、いろいろな表示方法での原料原産地表示を目にすることになるので、行政による十分な普及・啓発をお願いしたい。なお、その場合に、①原料原産地表示は消費者の選択のための表示事項であり、安全性に関する表示事項ではないこと、②国別表示や可能性表示、大括り表示、製造地表示は、食品表示の実行可能性の観点から可能な表示方法を選択するものであり、各々の表示方法に優劣がないことを含めて普及・啓発願いたい。

### ③[軽微な食品表示基準ミス等に関する指導への弾力的な運用について]

原料原産地表示は、消費者の選択のための表示事項であり、安全性に直結する表示事項ではない。また、今回の原料原産地表示に係る食品表示基準の改正は、いろいろな表示方法がある等、事業者が原料原産地を表示するにあたって複雑で分かり難いものとなっている。

したがって、制度に対する理解不足から意図的でない軽微な表示ミスをするといったことも当面は懸念されるため、意図的でない軽微な表示ミスに対する指導等への弾力的運用をお願いしたい。

### ④[「製造」の定義の明確化について]

「新たな原料原産地表示制度に係る考え方」17では、「国内製造」についての考え方が示されており、その4では、「殺菌、着色、着香などについては、商品の内容について実質的な変更をもたらす行為に該当しない場合があります。具体的な判断は個別に行う必要があります。」と記載されている。なお、現行の食品表示基準Q&A総則15では「基本的には上記(殺菌は含まれていない)以外の行為を「製造」と考えます。」とある。

これでは、国内で殺菌等を行った中間加工原材料について「国内製造」と表示するの可否かは、表示ラベルを作成する時点では、事業者は判断できない。このことにより、異なった解釈による「国内製造」の表示がされた場合には、消費者に誤認を与えるとともに、事業者への指導の対象にもなる可能性がある。

このため、「製造」についてのより明確な判断基準の提示をお願いしたい。

#### **⑤[リターナブル瓶の王冠での表示方法について]**

リターナブル瓶を容器とする飲料等については、物理的な表示可能面積は 30 cm<sup>2</sup>以上であるものの、瓶はリユースするために表示することはできず、実態的には王冠にしか表示できない。

食品表示の一元化にあたり、栄養成分表示も義務化されたところであり、更に、原料原産地表示についての王冠への表示はスペースの観点から厳しいものがある。特に、可能性表示の場合の、「一定期間の使用実績等に基づいていることの付記」までは到底記載することはスペース上不可能である。

環境面から、食品容器のリユースは維持されるべきであり、このような場合の実行可能性な表示方法の考慮をお願いしたい。

#### **⑥[大括り表示の「輸入」よりも地域を限定した表示方法について]**

加工食品の原材料が EU から輸入されたもの場合には、EU 域内が関税等で一つの国のようになっていることもあり、原料原産地表示について国別表示を行うのが難しい場合がある。

このような場合には、大括り表示により「輸入」とするよりは、「EU 産」等の表示の方が、消費者に対して、より具体的な原料原産地の情報を提供できると考える。特定の地域内で大括り表示と同じ条件を満たす場合には、「輸入」に代わって、当該地域名での表示も容認されるようお願いしたい。

その他、ヨーロッパ産、北米産、アジア産等、原料原産地に関する国別表示ができない場合でも、一定の地域が限定できる場合も考えられるが、どのような地域表現が許容されるかをお示しお願いしたい。

## **2 JAS法の改正に関する動向**

### **1) 行政部局の動向**

農林水産省は、JAS制度の機能強化と輸出戦略への活用等をにらんで、JAS法改正案を国会に提出し、平成29年6月に可決成立し公布された。

改正法の施行日は、公布から1年を超えない範囲で政令により定めるものとされ、平成30年4月1日とされた。

### **2) 本会の対応**

本会としては以下の対応を行った。

- ・改正内容を果汁協会報や各種委員会での情報提供に努めた。

- ・法改正の具体的運用にあたって、本会の関係委員会や本会が J A S 認定している事業者から意見を聴取し、それを踏まえて農林水産省と協議した。
- ・実務担当者研修会での情報提供  
平成 30 年 3 月 8 日に開催した標記研修会において、農林水産省担当官から説明いただいた。

### 3 果実飲料に関する J A S 規格見直しの動向

#### 1) 行政部局の動向

J A S 法に基づき、「果実飲料の日本農林規格」及び「りんごストレートピュアジュースの日本農林規格」の 5 年以内ごとの見直しが、農林水産省により平成 27 年度から開始された。

この見直しにあたっては、平成 27 年度に① J A S 認定工場へのヒアリング調査が実施され、平成 28 年度に② J A S 認定工場へのアンケート調査、③見直し原案を検討するための委員会(原案作成委員会)が実施された。③については、本会及び全国清涼飲料工業会(現全国清涼飲料連合会)から委員を出して検討された。

平成 29 年 7 月に開催された農林水産省の農林物資規格調査会で他の規格見直しとともに、果実飲料の 2 規格の見直しが審議され、実質的に従前の両規格と変更なしとして 10 月 20 日付で告示された。

#### 2) 本会の対応

本会としては以下の対応を行った。

- ・関係委員会の意見を踏まえて、両規格は機能しており、特段の修正は必要ない旨を農林水産省に意見具申した。
- ・見直しの検討状況及び結果について果汁協会報や各種委員会での情報提供に努めた。

### 4 食品表示法の周知

食品衛生法、J A S 法及び健康増進法の食品表示に関する規定を統合して、包括的かつ一元的な制度として食品表示法が制定され、同法に基づいた食品表示基準が平成 27 年 4 月 1 日に施行され、加工食品の場合には平成 32 年 3 月末までの 5 か年を経過措置期間とされた。

平成 29 年度は、経過措置期間 5 か年の 3 年度目であり、引き続き、会員からの電話相談等に対応した。表示相談件数は、食品表示基準施行 1 年目の平成 27 年度が 1,023 件、2 年目の 28 年度が 1,057 件であり、3 年目の 29 年度は 949 件とまだまだ多くの相談があった。

### 5 日 E U ・ E P A の周知

平成 29 年 7 月に大枠合意に至った日 E U ・ E P A について農林水産省等から情報を収集し、果汁協会報や各種委員会を通じて会員に情報提供した。また、日 E U ・ E P A と米国

を除く T P P 11 との比較についての情報提供等を行い、果汁協会報で周知した。

## 6 農薬の残留基準値等の累次一部改正と周知

「食品、添加物等の規格基準」（昭和 34 年厚生労働省告示第 370 号）に規定する農薬等の残留基準値が累次一部改正され、果汁協会報にその改正内容を掲載し、会員等に周知を図った。

## 7 その他関連法規等の周知

前記以外にも、以下の事項を果汁協会報に掲載し会員等に周知を図った。

- ・平成 28 年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果の概要（厚生労働省）
- ・平成 29 年度輸入食品監視指導計画の概要（厚生労働省）
- ・平成 29 年度輸入食品等モニタリング計画について（厚生労働省）
- ・食品衛生法改正懇談会取りまとめ（厚生労働省）
- ・広告、インターネット販売、外食業等における G I マークの使用に関するガイドライン（農林水産省）

## II 果汁及び果実飲料を巡る動き

### 1 輸入果汁の動向

#### 1) 概況

我が国は、国内で消費される果汁の大半を輸入に依存している。この果汁の輸入動向について財務省通関統計でみると、

#### ①輸入果汁全体について

○平成 29 年（暦年）の各種果汁の合計輸入量（濃縮度を問わず。ただし、その多くが濃縮果汁）は、輸入量の最も多かった平成 17 年に比べて 27.2%減、平成 28 年に比べて 2.8%減の 20 万 4,470 kl であった。

○平成 29 年の各種果汁の合計輸入額は、平成 17 年に比べ 7.7%増、平成 28 年に比べて 5.7%増と 32 億円増えて 596 億円であった。

○平成 29 年の各種果汁の合計輸入単価（CIF）は、平成 17 年に比べて 48%高、28 年に比べて 9%高の 291 円/l であった。これを年間平均の為替レートで比較してみると、平成 28 年が 109 円/ドル、平成 29 年が 112 円/ドルと、平成 29 年が 28 年に比べて 3%の円安ドル高となったことも影響の一因といえよう。

○平成 29 年の果汁の輸入先国は、

- ・輸入量では、①ブラジル（果汁輸入量全体の 18.5%）、②中国（同 17.7%）、③イスラエル（同 9.5%）、④アルゼンチン（同 7.6%）、⑤米国（同 7.2%）と、28 年からの輸入先国上位の順位に変動はなかったが、そのシェアは大幅に変動した。1 位のブラジルからの輸入は 1 万 2,147 kl 減、2 位の中国は 4,282 kl 減となり、両国からの輸入量は平成 20 年代では最少

のものとなった。その一方で、3位のイスラエルからは3,661 kℓ増の他、チリは4,080 kℓ増、EU諸国（ポーランド2,743 kℓ増、オーストリア1,556 kℓ増、ドイツ1,291 kℓ増）からも輸入が増へ、輸入先国の多様化がみられた。

- ・輸入額では、①ブラジル(輸入額全体の21.7%)、②イスラエル(同11.6%)、③中国(同10.4%)、④米国(同9.2%)、⑤アルゼンチン(同7.8%)であった。上記の輸入量の変動を受けブラジル、中国からの輸入額が減少し、イスラエルからの輸入額が増え、前年から2位と3位が入れ替わった。

## ②果汁の品目別の状況について

○平成29年に輸入された果汁を品目別にみると、

- ・輸入量の多い順は、①りんご果汁(輸入果汁全体の30%)、②オレンジ果汁(同28%)、③ぶどう果汁(同16%)、④グレープフルーツ果汁(同8%)、⑤レモン果汁(同7%)、⑥パイナップル果汁(同2%)となり、りんご果汁の輸入量がオレンジ果汁の輸入量を平成26年以来の3年ぶりで上回った。

- ・輸入額の多い順は、①オレンジ果汁(輸入果汁全体の31%)、②りんご果汁(同19%)、③ぶどう果汁(同17%)、④レモン果汁(同10%)、⑤グレープフルーツ果汁(同8%)、⑥パイナップル果汁(同2%)と前年からの順位に変動はない。

○平成29年の品目別の輸入量の28年からの増減は、

(ア)増加した品目(レモン果汁11%増、ぶどう果汁10%増、りんご果汁4%増)

- ・レモン果汁は、25年(1.26万kℓ)→26年(1.36万kℓ)→27年(1.25万kℓ)→28年(1.33万kℓ)→29年(1.47万kℓ)となっており、29年の輸入量は、平成20年代で最も多いものとなった。

- ・ぶどう果汁は、25年(3.71万kℓ)→26年(3.25万kℓ)→27年(2.69万kℓ)→28年(2.97万kℓ)→29年(3.26万kℓ)となっており、29年の輸入量は、3年前の26年の水準まで戻った。

- ・りんご果汁は、25年(6.59万kℓ)→26年(6.71万kℓ)→27年(5.95万kℓ)→28年(5.88万kℓ)→29年(6.09万kℓ)となっており、29年の輸入量は、3年ぶりに前年を上回った。

(イ)減少した品目(オレンジ果汁16%減、グレープフルーツ果汁11%減、パイナップル果汁3%減)

- ・オレンジ果汁は、25年(7.40万kℓ)→26年(5.25万kℓ)→27年(6.27万kℓ)→28年(6.69万kℓ)→29年(5.65万kℓ)となっており、29年の輸入量は、26年以来の3年ぶりに6万kℓを下回った。

- ・グレープフルーツ果汁は、25年(2.01万kℓ)→26年(2.06万kℓ)→27年(2.01万kℓ)→28

年(1.83万kℓ)→29年(1.64万kℓ)となっており、29年の輸入量は、平成20年代で最も少ないものとなった。

- ・パインアップル果汁は、25年(0.63万kℓ)→26年(0.80万kℓ)→27年(0.62万kℓ)→28年(0.48万kℓ)→29年(0.47万kℓ)となっており、29年の輸入量は、平成20年代で最も少ないものとなった。

### 我が国における各種果汁の輸入実績

年		オレンジ	りんご	ぶどう	パインアップル	グレープフルーツ	レモン	その他	計	
平成17年	輸入量(kℓ)	88,621	84,526	29,282	10,904	31,866	12,866	22,845	280,910	
	輸入額(百万円)	13,890	12,720	6,719	2,009	8,195	2,735	9,066	55,334	
	単価(円/ℓ)	157	150	229	184	257	213	397	197	
平成28年	輸入量(kℓ)	66,912	58,803	29,654	4,807	18,296	13,318	18,527	210,318	
	輸入額(百万円)	18,249	10,795	8,032	1,581	5,041	5,428	7,238	56,365	
	単価(円/ℓ)	273	184	271	329	276	408	391	268	
平成29年	輸入量(kℓ)	56,543	60,953	32,597	4,685	16,373	14,737	18,582	204,470	
	輸入額(百万円)	18,496	11,259	10,152	1,362	5,059	5,744	7,527	59,597	
	単価(円/ℓ)	327	185	311	291	309	390	405	291	
変化率	29/17	輸入量(%)	63.8	72.1	111.3	43.0	513.8	114.5	81.3	72.8
		輸入額(%)	133.2	88.5	151.1	67.8	61.7	210.0	83.0	107.7
		単価(%)	208.3	123.1	136.0	158.0	120.2	183.0	102.0	148.0
	29/28	輸入量(%)	84.5	103.7	109.9	97.4	89.5	110.7	100.3	97.2
		輸入額(%)	101.4	104.3	126.4	86.2	100.4	105.8	104.0	105.7
		単価(%)	119.9	100.6	115.0	88.4	112.1	95.6	103.7	108.8

出所)財務省「通関統計」

### ③果汁の品目別の輸入先国について

#### ○オレンジ果汁

平成29年の輸入国シェア順序は、ブラジルの次には、イスラエルがメキシコを上回った。ブラジルからの輸入が対前年から25%減(1万1,415kℓ減)となり、オレンジ果汁の大幅な減少はほぼ全てブラジルからのものの減少といえる。イスラエルからは2,689kℓ増えた。この結果、ブラジルのシェアは6割を下回った。

#### ○りんご果汁

平成29年の輸入国シェア順序は、中国、チリ、オーストリアと前年と同じであったが、中国からのものが減少し、チリ、及びオーストリアからのものが増えた。また、オーストリア以外でもポーランド、ドイツ、イタリアのEU諸国からの輸入が軒並み増加し、この結果、中国のシェアは6割を下回った。

#### ○ぶどう果汁

平成29年の輸入国シェア順序は、アルゼンチン、米国、チリと前年から変動はないが、米国及びチリからの輸入が増加し、ぶどう果汁全体の輸入量を押し上げた。

○グレープフルーツ果汁

平成 29 年の輸入国シェア順序は、イスラエル、南アフリカ、米国、メキシコと前年と変わらない。イスラエルからのものは増えたが、上記の他国は減少した。この結果、イスラエルのシェアは 4 割を上回った。

○レモン果汁

イタリア、イスラエル、アルゼンチンの輸入先国の上位国順序に変動はない。

○パインアップル果汁

平成 29 年の輸入国シェア順序は、フィリピン、タイ、コスタリカと前年から変わらないが、フィリピンからの輸入が増え、タイ及びコスタリカからは減少した。この結果、フィリピンのシェアが 4 割を上回った。

**我が国における各種輸入果汁の輸出国シェア**

(単位：容量%、濃縮度を問わず)

輸出国	オレンジ		輸出国	りんご		輸出国	ぶどう	
	平成 17 年	平成 29 年		平成 17 年	平成 29 年		平成 17 年	平成 29 年
ブラジル	① 76.8	① 59.5	中国	① 57.1	① 56.3	アルゼンチン	④ 15.6	① 36.1
イスラエル	⑨ 1.2	② 14.2	チリ	③ 7.0	② 11.2	アメリカ	① 19.4	② 23.1
メキシコ	⑥ 1.9	③ 9.6	オーストリア	② 13.2	③ 8.1	チリ	③ 16.5	③ 19.7
スペイン	⑤ 2.0	④ 8.0	ポーランド	— 0.0	④ 5.8	スペイン	⑨ 3.0	④ 4.2
イタリア	④ 2.2	⑤ 3.1	ブラジル	④ 6.2	⑤ 4.0	オーストラリア	⑥ 6.4	⑤ 3.6
アメリカ	③ 5.2	⑥ 2.3	アメリカ	⑥ 3.1	⑥ 3.2	オーストリア	⑩ 2.6	⑥ 3.6
オーストラリア	② 5.3	⑦ 1.1	南アフリカ	⑨ 2.1	⑦ 2.5	ブラジル	⑤ 8.9	⑦ 3.5
タイ	⑭ 0.1	⑧ 0.7	ニュージーランド	⑧ 2.9	⑧ 2.4	イタリア	⑦ 3.7	⑧ 2.5
輸出国	グレープフルーツ		輸出国	レモン		輸出国	パインアップル	
	平成 17 年	平成 29 年		平成 17 年	平成 29 年		平成 17 年	平成 29 年
イスラエル	① 39.1	① 40.6	イタリア	① 38.4	① 38.4	フィリピン	② 29.9	① 44.0
南アフリカ	④ 5.2	② 14.8	イスラエル	② 23.9	② 23.1	タイ	① 48.3	② 21.7
アメリカ	② 31.7	③ 14.3	アルゼンチン	③ 19.7	③ 22.4	コスタリカ	④ 5.2	③ 18.7
メキシコ	⑥ 2.8	④ 11.2	スペイン	⑥ 2.1	④ 4.6	トルコ	— 0.0	④ 4.7
イタリア	③ 8.4	⑤ 9.2	ブラジル	④ 8.9	⑤ 4.5	インドネシア	③ 5.7	⑤ 3.7
香港	— 0.0	⑥ 3.6	インド	⑦ 1.8	⑥ 3.9	オーストリア	— 0.0	⑥ 2.5
オーストラリア	⑤ 4.6	⑦ 1.9	アメリカ	⑤ 4.5	⑦ 1.6	スペイン	— 0.0	⑦ 1.2
スペイン	⑩ 0.7	⑧ 1.0	南アフリカ	— 0.0	⑧ 1.0	イスラエル	⑦ 1.4	⑧ 1.2

(出所)財務省「通関統計」から作成

**2) 輸入果実飲料等の食品衛生法不適格事例**

厚生労働省検疫所による平成 29 年(暦年)の輸入食品等の食品衛生法不適格事例は、全体で 791 件(平成 24 年 1,054 件、25 年 1,068 件、26 年 942 件、27 年 797 件、28 年 785 件)で、



そのうちの果実飲料等に係る違反事例は、次の4件（平成24年11件、25年8件、26年6件、27年9件、28年12件）で、この4件の中には残留農薬に関する違反事例は無かった。

### 平成29年における輸入果実飲料等の食品衛生法不適格事例

品名	不適格内容	生産国
果汁入り炭酸飲料（GEROLSTEINER APPLE SPRITZER）	指定外添加物（二炭酸ジメチル使用）	ドイツ
清涼飲料水：アップルジュース（JUS DE POMME BIO）	成分規格不適合（パツリン 0.071 ppm 検出）	フランス
清涼飲料水：ネクター（CASHEW NECTOR）	使用基準不適合（ピロ亜硫酸ナトリウム（二酸化硫黄として）0.042 g/kg 検出）	ブラジル
清涼飲料水：PASSION FRUIT CORDIAL	使用基準不適合（ピロ亜硫酸ナトリウム（二酸化硫黄として）0.14 g/kg 検出）	スリランカ

（出所）厚生労働省

## 2 国産果汁の動向

### 1) りんご

#### 【生果の適正生産出荷見通し】

平成29年産生果の全国生産量に関する農林水産省による公表は、平成30年5月下旬頃を待たなければならないが、同省が平成29年6月に公表した「平成29年産りんごの適正生産出荷見通し」における予想生産量では81万ト（平成28年産収穫量：76万5千ト）となっており、このうち果汁仕向量は9.5万トとしている。

#### 平成29年産りんごの適正生産出荷見通し

（単位：万ト）

		25年産	26年産	27年産	28年産	29年産
収穫量（実績）		74.2	81.6	81.2	76.5	—
見 通 し	予想生産量	80	80	81	81	81
	適正生産量	80	80	81	81	81
	適正出荷量	71.1	71.1	72	72.5	72.5
	生食用	60.2	60.2	62	62.5	62.5
	加工原料用	10.9	10.9	10	10	10
	果汁用	10	10	9	9.5	9.5
	その他	—	—	—	—	—

（出所）農林水産省

農林水産省が平成30年1月に公表した「果樹をめぐる情勢」によれば、29年産りんごは、夏場の低温等の影響や秋の天候不順等の影響により果実肥大が進まなかったことから小玉果傾向。貯蔵中の品質劣化が発生しやすい蜜入り果実が多いことから、年内出荷が若干多い状況。価格は平年並みの推移している。

また、この公表の中で、生果の価格について、kg当たり生食向けが174円程度に対して、

果汁向けが1/5の35円程度としている。

### 【果汁の在庫及び生産状況】

本会の調べによると、本会会員による平成29年産に係る果汁生産量（12月末時点）は、前年産比14%減の10,928トンとなっている。

国産りんご果汁の生産状況（各年12月末時点）

年 産	果汁（トン）		原料生果処理量 （トン）	原料生果価格 （円/kg）
	在庫量	生産量		
25年産	13,054	9,874	47,637	36
26年度	12,309	11,913	58,149	33
27年産	14,800	12,949	63,952	30
28年産 A	14,182	12,764	61,121	32
29年産 B	12,594	10,928	54,101	36
B/A（%）	89	86	89	114

（注）1. 各年産の「在庫量」には、前年産の持越し分を含む。

2. 「在庫量」及び「生産量」は、濃縮換算（混濁は1/4、透明は1/5）の合計である。

（出所）（一社）日本果汁協会調べ

## 2) うんしゅうみかん

### 【生果の適正生産出荷見通し】

平成29年産生果の全国生産量に関する農林水産省による公表は、りんごの場合と同様、平成30年5月下旬頃を待たなければならないが、同省が平成29年6月に公表した「平成29年産うんしゅうみかんの適正生産出荷見通し」における予想生産量では87万トン（平成28年産生産量実績：80万5千トン）となっており、このうち果汁仕向量は6万トンとしている。

平成29年産うんしゅうみかんの適正生産出荷見通し

（単位：万トン）

		25年産	26年産	27年産	28年産	29年産
収穫量（実績）		89.6	87.5	77.8	80.5	—
見 通 し	予想生産量	93	89	90	89	87
	適正生産量	93	89	90	89	87
	適正出荷量	83	80	81	80	78
	生食用	73.5	72	72	71	69
	加工原料用	9.5	8	9	9	8
	果汁用 缶詰用	7 2.5	6 2	6.5 2.5	6.5 2.5	6 2

（出所）農林水産省

農林水産省が平成30年1月に公表した「果樹をめぐる情勢」によれば、うら年傾向となり着果量が少ない産地が多いうえ、10月以降の天候不順や台風の影響により出荷が伸びず、出荷量は平年を1割以上下回る水準で推移している。1月中旬の販売単価は平年を6割以上上回る水準で推移している。

また、この公表の中で、生果の価格について、kg当たり生食向けが167円程度に対して果

汁向けが1/17の10円程度としている。

### 【果汁の生産状況】

平成29年産生果の果汁向処理量について、日本園芸農業協同組合連合会の調べによれば、同連合会傘下の組合員において前年比18%増となっているものの、前年が平成20年代で最も少なくそれよりは増えているということであり、前々年比では26%減と、うんしゅうみかん果汁は2カ年連続で少ないものとなった。

#### 国産うんしゅうみかん果汁の生産状況

(単位:ト、%)

	25年産	26年産	27年産	28年産 A	29年産 B	B/A
生果収穫量 C	895,900	874,700	777,800	805,100	—	—
果汁向処理量 D	54,389	69,714	49,118	30,696	36,209	118
D/C	6.1	8.0	6.3	3.8	—	

(出所) 日本園芸農業協同組合連合会

### 3 果汁製品の輸出状況

我が国からの果汁製品の輸出状況を通関統計からみると、次表のとおり、平成29年(暦年)全体で、輸出量は前年比7.2%増の4,564ト、輸出額は前年比12.2%増の2,034百万円と増加した。我が国の果汁輸出額は果汁輸入額の3.4%と、輸出より輸入が圧倒的に多いものの、近年は果汁の輸出量、輸出額とも毎年増加している。

品目別にみると、果汁の単一品目では、りんご果汁が輸出量で28%、輸出額で17%を占めるが、平成27年以降、2年連続で輸出量、輸出額とも減少している。

#### 各種果汁製品の輸出状況(暦年)

(単位:ト、百万円)

	平成26年		平成27年		平成28年		平成29年	
	輸出量	輸出額	輸出量	輸出額	輸出量	輸出額	輸出量	輸出額
オレンジ	62	14	168	42	129	41	143	39
グレープフルーツ	231	169	233	142	244	154	244	156
その他柑橘類	273	429	370	561	451	705	559	934
パイナップル	42	4	7	3	3	2	0	0
ぶどう	80	16	127	30	85	37	152	36
りんご	998	280	1,557	462	1,456	419	1,280	354
その他	1,326	382	1,579	388	1,889	455	2,186	515
合計	3,012	1,294	4,041	1,628	4,257	1,813	4,564	2,034

(注) 四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

(出所) 財務省「通関統計」

#### 4 清涼飲料の生産及び販売の動向

##### 1) 品目別生産量及び生産金額

平成 29 年(暦年)の我が国における直接飲用の清涼飲料全体の生産数量及び生産者販売金額について、(一社) 全国清涼飲料連合会調べによれば、次表のとおり、それぞれ前年比 1.7% 増の 2,162 万 8 千ℓ及び 1.8% 増の 3 兆 9,478 億円であったとしている。

生産数量で見ると、野菜飲料は 12.2% 増、茶系飲料は 4.2% 増、コーヒー飲料は 2.8% 増、ミネラルウォーター類は 2.5% 増及び炭酸飲料は 1.0% 増となったが、果実飲料等は 7.2% 減及びスポーツ飲料等 5.4% 減となった。

果実飲料等についてみると、生産数量は前年比 7.2% 減の 168 万 4 千ℓ、生産者販売金額も 7.5% 減の 3,260 億円と、また、果汁 100% の果実ジュースについては、生産数量は 8.5% 減の 40 万ℓで、生産者販売金額では前年比 6.2% 減の 879 億円であった。

一方、平成 29 年のℓ当たりの平均価格を試算してみると、コーヒー飲料が 298 円、次いで野菜飲料が 269 円、果実飲料等が 194 円(果汁 100% の果実ジュースでは、220 円)、炭酸飲料が 192 円となっている。

#### 平成 29 年(暦年)における清涼飲料の生産数量及び生産者販売金額

(単位：上段は生産数量 千ℓ、下段は生産者販売金額 億円)

年 品 目	平成 27 年		平成 28 年 A		平成 29 年 B		B/A (%)	29 年の ℓ当たり 平均価格 (円)
	実 績	シェア	実 績	シェア	実 績	シェア		
清涼飲料全体	20,466	100.0	21,256	100.0	21,628	100.0	101.7	183
	37,005	100.0	38,787	100.0	39,478	100.0	101.8	
茶系飲料	5,736	28.0	6,122	28.8	6,381	29.5	104.2	150
	8,441	22.8	9,174	23.7	9,588	24.3	104.5	
炭酸飲料	3,729	18.2	3,806	17.9	3,843	17.8	101.0	192
	7,034	18.8	7,262	18.7	7,359	18.6	101.3	
コーヒー飲料	2,978	14.6	3,051	14.4	3,137	14.5	102.8	298
	9,120	24.4	9,406	24.3	9,346	23.7	99.4	
ミネラルウォーター 類(国産)	3,039	14.8	3,176	14.9	3,255	15.0	102.5	90
	2,615	6.4	2,750	7.1	2,926	7.4	106.4	
果実飲料等	1,808	8.8	1,816	8.5	1,684	7.8	92.8	194
	3,527	9.6	3,525	9.1	3,260	8.3	92.5	
果実ジュース (果汁 100%)	423	2.1	437	2.1	400	1.8	91.5	220
	977	2.6	937	2.4	879	2.2	93.8	
スポーツ飲料等	1,473	7.2	1,501	7.1	1,420	6.6	94.6	188
	2,503	7.1	2,739	7.1	2,669	6.8	97.4	
野菜飲料	533	2.6	545	2.6	611	2.8	112.2	269
	1,410	3.8	1,445	3.7	1,645	4.2	113.8	

(出所) 一般社団法人全国清涼飲料連合会調べ

なお、果実ジュースのℓ当たりの平成 20 年以降の平均価格の推移をみると、平成 20 年が

233 円、21 年が 226 円、22 年が 218 円、23 年が 215 円、24 年は 224 円、25 年が 218 円、26 年が 227 円、27 年が 231 円、28 年が 214 円、29 年が 220 円となっている。

## 2) 品目別容器別生産量

平成 29 年(暦年)の清涼飲料全体の容器別生産状況(容量ベース、以下同じ。)をみると、次表のとおり、PET ボトルが 72.6%(9 年前の平成 20 年は 63.3%)を占め、次に SOT 缶が 10.0%(同 18.4%)を占め、この両方で全体の 82.6%を占めている。

特に、PET ボトルではスポーツ飲料等が 93.7%、茶系飲料が 92.4%、ミネラルウォーター類が 91.0%を占めている一方、SOT 缶ではコーヒー飲料が 39.6%を、紙容器では果実飲料等のうちの果実ジュースが 62.5%、野菜飲料が 61.1%を占めている。

### 清涼飲料の品目別容器別生産量シェア(平成 29 年)

(単位:容量ベース%)

品目	合計	SOT 缶	ボトル缶	びん	PET	紙容器	その他
清涼飲料全体	100.0	10.0	4.1	1.3	72.6	8.7	3.2
茶系飲料	100.0	1.5	0.3	0.2	92.4	5.5	0.1
炭酸飲料	100.0	14.2	2.4	5.7	77.7	0.0	0.0
コーヒー飲料	100.0	39.6	22.6	0.2	28.0	4.6	5.0
ミネラルウォーター類	100.0	0.0	0.0	0.1	91.0	0.0	8.9
スポーツ飲料等	100.0	0.8	0.5	0.0	93.7	0.3	4.7
果実飲料等	100.0	7.2	2.3	2.1	57.4	29.3	1.7
果実ジュース	100.0	12.7	0.1	1.8	22.4	62.5	0.5
野菜飲料	100.0	9.5	0.0	0.1	29.1	61.1	0.2

(出所) 一般社団法人全国清涼飲料連合会調べ

果実飲料等における容器別生産量の推移についてみると、次表のとおり、PET ボトルが平成 15 年の 42.0%から平成 28 年には 61.6%と増加してきたが、平成 29 年は 4.2%減少した。

### 果実飲料等の容器別出荷量シェアの推移

(単位:容量%)

暦年	品目	合計	SOT 缶	ボトル缶	びん	PET	紙容器	その他
15	果実飲料等	100.0	10.9	5.0	3.2	42.0	38.2	0.7
	うち果実ジュース	100.0	13.1	0.0	3.5	20.8	62.6	0.0
20	果実飲料等	100.0	9.8	5.1	2.3	45.7	36.7	0.4
	うち果実ジュース	100.0	11.3	0.2	1.6	24.8	62.0	0.1
28	果実飲料等	100.0	7.0	2.0	1.8	61.6	26.4	1.2
	うち果実ジュース	100.0	12.3	0.1	1.7	23.1	62.4	0.4
29	果実飲料等	100.0	7.2	2.3	2.1	57.4	29.3	0.5
	うち果実ジュース	100.0	12.7	0.1	1.8	22.4	62.5	0.2

(出所) 一般社団法人全国清涼飲料連合会調べ

## 5 果実飲料を含む果実類の自給率及び消費の動向

### 1) 自給率

農林水産省が平成 29 年 8 月に公表した「平成 28 年度食料需給表」によれば、次表のとおり、平成 28 年度の総合食料自給率（概算）は、カロリーベースでは前年度から 1 割減少の 38%、生産額ベースでは 2 割増加の 68%となっている。

このような状況の中で、果実類（果汁等の加工品を含む。）の自給率（重量ベース）をみると、国内果実生産で大きなシェアを占めている「みかん」は前年度と変わらず 100%、「りんご」は 1 割増加の 60%であった。果実全体では前年度と変わらず 41%であった。

### 我が国の食料自給率の推移

（単位：％）

年度	昭和			平成					
項目	40	50	60	7	24	25	26	27	28 <sup>*1</sup>
総合食料自給率									
カロリーベース	73	54	53	43	39	39	39	39	38
生産額ベース	86	83	82	74	67	65	64	66	68
果実自給率 <sup>*2</sup>	90	84	77	49	38	40	42	41	41
みかん	109	102	106	102	103	103	104	100	100
りんご	102	100	97	62	55	55	56	59	60

（注）1 平成 28 年度の数值は概算

2 果実自給率は重量ベース

（出所）農林水産省「食料需給表」

### 2) 消費

#### 【国民健康・栄養調査】

厚生労働省が平成 29 年 9 月に公表した「平成 28 年 国民健康・栄養調査」から果実類（果実ジュース等の加工品を含む。）の国民 1 人 1 日当たり摂取量を見ると、果実類の摂取量のピークであった平成 17 年に比べて平成 28 年は総数において 21.3%減で、かつ、全ての階層において減少している。平成 27 年と比較しても総数において 8.1%減と果実類の消費の落ち込みが大きい。

## 国民健康・栄養調査にみる果実類の摂取量推移（1人1日当たり）

（単位：g、％）

年齢 平成		総数	1～6	7～14	15～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70歳以上	20歳以上
		17年	125.7	119.4	119.8	113.3	83.0	70.6	86.1	137.3	170.8	169.6
24年	107.0	105.1	90.5	88.3	67.5	60.7	68.3	99.5	143.5	159.6	109.8	
25年	111.9	92.5	89.4	86.3	68.1	60.4	60.5	96.4	152.6	169.8	116.5	
26年	105.2	99.2	88.3	69.5	59.9	52.9	59.5	99.4	139.6	152.7	109.0	
27年	107.6	94.5	80.9	81.5	61.5	56.2	68.2	91.2	145.9	163.8	112.3	
28年	98.9	98.7	77.8	72.4	57.6	49.3	59.6	84.4	126.2	153.5	102.2	
28/17	78.7	82.7	64.9	63.9	69.4	69.8	69.2	61.5	73.9	90.5	80.2	
28/27	91.9	104.4	96.2	88.8	93.7	87.7	87.4	92.5	86.5	93.7	91.0	

（出所）厚生労働省「国民健康・栄養調査」

### 【家計調査】

総務省統計局の「家計調査」から平成29年（暦年）の清涼飲料類の一世帯当たり（2人以上の世帯）の品目別年間支出額をみると、果実・野菜ジュースは、4年前の平成25年比では9.9%減、前年比では1.3%減であった。

### 清涼飲料類の一世帯当たりの年間支出金額（2人以上の世帯）

（単位：円、％）

品目 平成		炭酸飲料	果実・野菜ジュース	コーヒー飲料	茶飲料	ミネラルウォーター	乳酸菌飲料	乳飲料
25年	4,630	8,675	4,004	6,053	3,051	3,441	1,380	
26年	4,771	8,226	4,159	5,978	2,889	3,503	1,469	
27年	4,867	7,948	4,453	6,145	3,013	3,702	1,594	
28年	4,961	7,919	4,451	6,633	3,345	4,080	1,640	
29年	5,107	7,820	4,427	6,631	3,350	4,129	1,765	
29/25	110.3	90.1	110.6	109.5	109.8	120.0	127.9	
29/28	102.9	98.7	99.5	100.0	100.1	101.2	107.6	

（出所）総務省統計局「家計調査」

## 6 直接飲料用果実飲料のJAS格付実績

平成29年（暦年）のJAS格付実績について、JAS認定工場からの格付報告（本会及び一般財団法人 日本清涼飲料検査協会の合計）によれば、次表のとおり、直接飲用果実飲料の全体では17万2,931klと前年比3.0%減、ピーク時であった平成元年の186万7,275klの9.3%の状況となった。なお、本会のJAS格付量は前年比2.1%減となり、平成29年の2機関合計における本会のシェアは、前年の74.3%から75.0%へと前年を若干上回った。

### 直接飲料用果実飲料の J A S 格付実績 (暦年ベース)

(単位: kℓ、%)

種 類	平成 27 年	平成 28 年 A	平成 29 年 B	変化率 B/A
全 体	166,341	178,189	172,931	97.0
	120,107	132,468	129,688	97.9
うち、果実ジュース (果汁 100%)	72,503	76,979	76,689	99.6
	71,255	75,769	75,321	99.4
果汁入り飲料 (果汁 50%以上 100%未満)	1,005	1,047	567	54.2
	985	956	472	49.4
果汁入り飲料 (果汁 10%以上 50%未満)	72,642	78,984	76,928	97.4
	27,676	34,564	35,148	101.7
果汁入り飲料 (果肉入り)	9,567	10,630	7,679	72.2
	9,567	10,630	7,679	72.2
果汁入り飲料(乳・野菜等)及び 果実・野菜ミックスジュース	1,437	1,420	1,475	103.9
	1,437	1,420	1,475	103.9
本会のシェア	72.2	74.3	75.0	

(注) 1 検査時点ベース

2 上段は、本会と(一財)日本清涼飲料検査協会との合計値、下段は本会のみ。

(出所) (一社)日本果汁協会調べ

### Ⅲ 事業別事業報告

平成 29 年度事業の実施に当たっては、「公益目的支出計画」を踏まえた事業計画に基づき、「研究調査・啓発普及等事業」としての科学技術的な研究調査、国内外の需給事情等に関する情報収集及び提供、適正表示に関する啓発普及、果実飲料容器の散乱防止及びリサイクル等環境保護に関する啓発普及等を、また、「認定・検査等事業」としての果汁及び果実飲料に関する製造事業者等の認定、検査及びその証明等を次のとおり実施した。

#### 1 研究調査・啓発普及等事業

##### 1) 果汁技術研究発表会の開催

果汁・果実飲料の品質向上、機能性の普及啓発等に資するため、果汁研究委員会の主導の下、「第 60 回(平成 29 年度)果汁技術研究発表会」を“果汁と世界”をテーマに、平成 29 年 9 月 15 日に東京ヤクルトホールにおいて約 200 名の参加を得て、盛会裏に開催することができた。

この発表会は、従来から一般公開(入場無料)により開催しているものであり、特別講演 3 課題、最新の研究成果発表 7 課題、日本果汁協会技術賞及び技術奨励賞の受賞者講演各 1 課題の計 12 課題(プログラムは巻末の参考資料 1 参照)の発表があった。

また、日本果汁協会技術賞及び技術奨励賞(いずれも副賞付き)は、次の課題・研究者に授与した。

#### 【技術賞】

野菜・果物由来食物繊維ならびに増粘多糖類によるアルコール代謝動態への影響  
アサヒグループホールディング株式会社コアテクノロジー研究所  
大嶋俊二氏 他



## 【技術奨励賞】

りんごみつ入り果の嗜好性と関連する成分・官能特性

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構中央農業研究センター  
田中福代氏 他

なお、発表会終了後に開催した交流会（於：ライオン銀座七丁目店）には、特別講演者、研究発表者及び受賞者をはじめとして約 70 名の参加を得て、活発な意見・情報交換が行われた。

## 2) 研修会の開催

### 【平成 29 年度 実務担当者研修会】

本会の会員・認定工場等の担当者を対象に、「原料原産地表示制度の概説」、「新たな原料原産地表示制度への事業者としての対応」、「改正 J A S 法に基づく新たな J A S 規格制度」及び「食品表示基準及び公正競争規約に基づく果実飲料の表示」を演題とした標記研修会（プログラムは巻末の参考資料 2 参照）を平成 30 年 3 月 8 日に東京都港区の国労会館（交通ビル）の講堂で開催したところ、80 名（前年度：82 名）の参加があった。

## 3) 調査情報収集等の実施

### (1) 果実・果汁関係情報・資料の収集・整備

国内外における果実・果汁に関する生産・流通・加工・消費及び貿易状況、果汁に関する新技術の開発状況、果汁と健康増進に関する研究成果等に関する情報・資料について、各種専門誌（紙）やインターネット、その他の刊行物のほか、行政当局・試験研究機関・関係団体等からの収集・整理に努めるとともに、これらの収集・整理したものうち、会員や関係各方面に提供すべきものについては、「果汁協会報」（月刊）や「果汁関係資料」（年刊）等を通じて提供した。

また、政府の施策の方向を事前に把握し、会員等に的確な情報を提供するには、関係審議会・検討会の傍聴が最も適切であることから、その積極的な傍聴に努めた。

### 【傍聴に努めた主な審議会・検討会等】

所管省庁	会議名
消費者委員会	食品表示部会
消費者庁	加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会
	遺伝子組換え表示制度に関する検討会
消費者庁・厚生労働省・農林水産省 共管	CODEX 連絡協議会
農林水産省	農林物資規格調査会

## (2) 関係行政機関等からの調査への協力

農林水産省は、平成 28 年度と同様に、「平成 29 年度食品の安全性に関する有害化学物質及び有害微生物のサーベイランス・モニタリング年次計画」において、国産りんご果汁に関してパツリンの調査を、年間で 120 件実施したいとし、その内の 90 件について本会会員から試料提供の協力を得たいとした。

本件について、本会のりんご搾汁委員会で協議した結果、協力することとし、年度末までに計画件数どおり 90 件の試料を同委員会の会員から農林水産省に提供した。

## (3) 関係行政機関等からの周知依頼への協力

関係行政機関からの周知依頼案件については積極的に対応することとしており、平成 29 年度における主な周知依頼案件は、次のとおりである。

### 【周知依頼のあった主な案件】

周知依頼案件	依頼元
平成 29 年産うんしゅうみかん及びりんごの適正生産出荷見通しについて	農林水産省生産局長（平成 29 年 6 月 16 日付け） （果汁協会報 No. 706（2017 年 6 月号）で周知）

## 4) 「果汁に関する残留農薬等推奨分析試験項目」（自主規格基準）の改訂

「改正食品衛生法」（平成 15 年法律第 55 号）に基づき、食品中の残留する農薬等（以下「残留農薬等」という。）に対する、いわゆる「ポジティブリスト制度」が平成 18 年 5 月 29 日から施行されている。

同制度の施行に伴い、果汁業界では、果汁中の残留農薬等に対して従来にも増して的確に対応する必要が生じ、また、業界外からの農薬等の過度な分析試験の要求に伴う経費的・時間的負担が懸念されたことから、本会では、「一般社団法人日本果汁協会 残留農薬等対応規程」（平成 18 年 3 月 24 日開催の「平成 17 年度第 3 回理事会・評議員会」承認；最終改正平成 26 年 3 月 26 日）を制定し、同規程に基づく農薬等の使用実態を踏まえた「果汁に関する残留農薬等推奨分析試験項目」（平成 18 年 5 月 24 日開催の「平成 18 年度第 1 回理事会・評議員会」承認）を設定した。

この推奨分析試験項目は、その後、国内外における農薬等の使用実態を踏まえて毎年改訂を行ってきており、平成 29 年度においても、国産りんご果汁については「りんご搾汁委員会」、国産かんきつ果汁については「かんきつ搾汁委員会」及び輸入果汁については「輸入果汁委員会」での検討を経た後、理事会・参与会から委任（平成 19 年 3 月 23 日開催の「平成 18 年度第 4 回理事会・評議員会」決定）を受けた「技術委員会」において最終審議・検討を経て改訂（平成 29 年 8 月）した。

## 5) 技術書の作成・配付

### (1) 「果実及び果汁の農薬等残留基準」（平成 29 年版）

平成 18 年 5 月 29 日から施行された残留農薬等ポジティブリスト制度への的確な対応を図るため、平成 18 年 4 月に「果実及び果汁の農薬等残留基準」（初版）を作成し、その後、食品衛生法に基づく「食品、添加物等の規格基準」（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）が数次にわたり改正されてきていること等から、その改訂版を毎年作成している。

「平成 29 年版」については平成 29 年 4 月 1 日付けで作成・配付（会員及び各委員等に各 1 部を無料配布し、追加配布を希望する会員及び非会員等には有料配布）を行った。

## **(2) 「果汁に関する残留農薬等対応マニュアル」（平成 29 年版）**

上記 4）で改訂された「果汁に関する残留農薬等推奨分析試験項目」を盛り込んだ標記マニュアルを作成し、会員、その他関係各方面に無料配布し、周知を図った。

## **6) 情報の提供**

### **(1) 「果汁協会報」（月刊）**

上記 3）の調査情報収集等の実施において得られた各種情報・資料のうち、会員又は認定工場等に周知することが適切と判断されたものについては、毎月 25 日付けで発行の本会の機関誌「果汁協会報」（月刊：印刷部数 350 部）に掲載した。

この「果汁協会報」は、会員、認定工場、関係省庁及び関係業界紙に対しては無料で、非会員からの希望に対しては有料で配布を行っている。

### **(2) 「果汁関係資料」（年刊）**

果実飲料の生産状況、JAS 格付の状況、国内外における果実・果汁の生産・流通動向等のデータを収集・整理した「果汁関係資料（2017 年版）」（年刊：印刷部数 170 部）を発刊（平成 29 年 11 月）した。

この「果汁関係資料」は、会員に対しては無料で、非会員からの希望に対しては、有料で配布を行っている。

### **(3) FAX・E・メール等**

会員等に対する当該情報を迅速かつタイムリーに提供するため、「果汁協会報」による情報提供では時間的に遅すぎるとと思われるものについては、その都度、FAX や E・メール又は郵送による情報提供を行った。

## **7) 果汁・果実飲料の啓発普及**

### **(1) 表示無料相談の受け付け**

果汁・果実飲料の表示に関する相談や問合せが日々、会員はもちろん、会員以外の事業者や一般消費者からも寄せられており、これらの相談者や問合せ者に対して食品表示法及び果実飲料公正競争規約等を踏まえて、無料で懇切丁寧に対応した。

平成 29 年度に本会の事務局本部が受けた表示相談・問合せの受付件数は、会員から

652 件、会員以外から 228 件、行政から 66 件及び消費者から 3 件の合計 949 件であった。

## (2) イベントでの取組み

平成 30 年 3 月 16 日から 18 日にかけて幕張メッセで開催（主催：日本チェーンドラッグストア協会）の「第 18 回 JAPAN ドラッグストアショー」において、ヘルス&ビューティ情報ステーションのコーナーに本会ブースを設け、会員企業 22 社（果汁協会報 No. 715（2018 年 3 月号）に掲載）から無償提供していただいた果実飲料や小冊子「フルーツ・ジュース 好き！」を子供達や同伴父兄に無償配布し、果実飲料の消費拡大に向けた PR を行った。

## (3) ホームページによる果実飲料の啓発普及

技術委員会での検討を経て、平成 27 年 4 月に本会ホームページに掲載した「知っていますか？ 果実飲料の Q&A」により、果実飲料の安全・安心をアピールした。

## 8) 委員会の開催

次のとおり委員会を開催し、当該議題についての審議・検討を行った。

### (1) 企画委員会

	日 時	場 所	議 題
第 1 回	平成 29 年 5 月 8 日	本会会議室	1 委員長及び副委員長の選出について 2 「平成 29 年度第 1 回理事会・参与会」(書面にて 5 月に開催)への提出議案について 3 その他
第 2 回	平成 30 年 3 月 5 日	本会会議室	1 「平成 29 年度第 3 回理事会・参与会」(3 月 14 日開催)への提出議案について 2 その他

### (2) 技術委員会

	日 時	場 所	議 題
第 1 回	平成 29 年 4 月 20 日	本会会議室	1 原料原産地表示制度に関するパブリックコメントについて 2 その他
第 2 回	平成 29 年 7 月 25 日	本会会議室	1 平成 29 年度版果汁に関する残留農薬等推奨分析試験項目について 2 その他関連する情報について 3 日EU・EPAの大枠合意について 4 報告事項 ①第 60 回（平成 29 年度）果汁技術研究発表会の開催について ②平成 29 年度国産りんご果汁中のパツリン含有実態調査について 5 その他

### (3) りんご搾汁委員会

	日 時	場 所	議 題
第 1 回	平成 29 年 7 月 20 日	本会会議室	1 平成 29 年度版果汁に関する残留農薬等推奨分析項目について 2 その他関連する情報について 3 日EU・EPAの大枠合意について 4 報告事項 ① 第 60 回（平成 29 年度）果汁技術研究発表会の開催について ② 平成 29 年産りんご果汁の生産状況調査について ③ 第 2 回りんご搾汁委員会の開催時期と場所について 5 その他 平成 29 年度国産りんご果汁中のパツリン含有実態調査について
第 2 回	平成 29 年 10 月 5 日	青森県青森市「南部屋・海扇閣」会議室	1 平成 29 年産りんごの作柄状況について 2 平成 29 年産りんご果汁の生産状況調査について 3 関連情報について 4 平成 29 年度国産りんご果汁中のパツリン含有実態調査について 5 第 60 回（平成 29 年度）果汁技術研究発表会の開催について 6 その他

### (4) かんきつ搾汁委員会

	日 時	場 所	議 題
第 1 回	平成 29 年 7 月 5 日	本会会議室	1 平成 29 年度版果汁に関する残留農薬等推奨分析試験項目について 2 その他関連する情報について 3 報告事項 第 60 回（平成 29 年度）果汁技術研究発表会の開催について 4 その他

### (5) 輸入果汁委員会

	日 時	場 所	議 題
第 1 回	平成 29 年 7 月 12 日	大門 KR ビル 5F 会議室	1 平成 29 年度版果汁に関する残留農薬等推奨分析試験項目について 2 その他関連する情報について 3 日EU・EPAのお枠合意について 4 報告事項 第 60 回（平成 29 年度）果汁技術研究発表会の開催について 5 その他

(6) 果汁研究委員会

	日 時	場 所	議 題
委員長・副委員長会議 (第1回)	平成 29 年 4 月 14 日	本会会議室	1 果汁研究委員会の運営体制について 2 平成 29 年度果汁技術研究発表会のメインテーマについて 3 特別講演の分野と依頼する演者の候補について 4 その他
第1回委員会	平成 29 年 5 月 26 日	大門 KR ビル 5F 会議室	1 平成 29 年度果汁研究委員会のメンバー・運営体制について 2 第 60 回 (平成 29 年度) 果汁技術研究発表会について ① スケジュール及びメインテーマ ② 研究発表者、特別後援者の選定 ③ 協会賞選考委員の指名 ④ ロビー展示、発表会当日の運営体制 ⑤ 広報活動 (プログラム等) 3 その他
協会賞選考委員会	平成 29 年 6 月 16 日	本会会議室	1 選考委員長の選出について 2 平成 29 年度協会賞 (技術賞及び技術奨励賞) の選定について 3 その他
委員長・副委員長会議 (第2回)	平成 29 年 7 月 14 日	本会会議室	1 第 60 回 (平成 29 年度) 果汁技術研究発表会について ① 果汁協会賞の選考結果 ② 特別講演者及び研究発表者の講演等のスケジュール ③ 発表会当日の委員役割分担 2 その他
第2回委員会	平成 29 年 8 月 18 日	大門 KR ビル 5F 会議室	1 第 60 回 (平成 29 年度) 果汁技術研究発表会について ① プログラムにおける座長等分担 (案) ② 「発表会資料」 (案) ③ 発表会の参加者アンケート (案) ④ 広報、参加申込状況等 ⑤ 発表会場における展示 ⑥ 発表会場における安全避難組織 ⑦ その他 2 次年度の日程等 3 その他
<b>発表会</b>	平成 29 年 9 月 15 日	ヤクルトホール	「第 60 回 (平成 29 年度) 果汁技術研究発表会」を開催 (発表会参加者 約 200 名 : 交流会参加者約 70 名)

## 2 認定・検査等事業

### 1) JAS関係業務の実施

#### (1) JAS 認定工場の認定審査

JAS 法に基づく登録認定機関である本会が平成 29 年度中に新たに認定した事業者数は 3 工場(有機果実飲料 1 工場を含む)、廃止した事業者数は 5 工場(有機果実飲料 1 工場を含む)であり、既認定分(有機果実飲料 1 工場を含む。)と合わせて平成 29 年度末時点の認定事業者数は 81 (前年度末時点：83) 工場であった。

#### (2) JAS 認定工場の認定後の確認調査及び市販品買上げ検査

本会の認定事業者は、本会の認定業務規程に基づき、“1 年半以内に 1 回”(ただし、有機果実飲料については“1 年以内に 1 回”)の認定後の確認調査を受けなければならないこととなっている。

平成 29 年度において認定後の確認調査を実施した工場数は 56 工場(うち、有機果実飲料 2 工場)で、いずれの認定工場も問題点は認められなかった。また、当該工場(有機果実飲料を除く。)において製造販売され、市販されている JAS 格付品を買上げて検査を行ったところ、いずれの製品についても規格を満たしていることが確認された。

#### (3) JAS 製品の依頼検査

本会では、本会と認定事業者(いわゆる「B 認定工場」、有機果実飲料を除く。)との契約に基づき、当該製品が「果実飲料の日本農林規格」に規定する検査項目の基準を満たしているか否かについての依頼検査を 15 日荷口毎に行っている。

果実飲料の用途別 JAS 依頼検査実績 (本会分：検査時点ベース)

用途別	年度	件数	数量	金額(千円)
原料用(t)	27年度	320	9,111	5,014
	28年度	330	9,847	5,242
	29年度	325	10,302	5,718
	29/28年度(%)	98	105	109
直接飲用(kℓ)	27年度	2,187	120,888	26,102
	28年度	2,140	134,160	28,252
	29年度	1,960	127,727	26,699
	29/28年度(%)	92	95	95
希釈飲用(kℓ)	27年度	61	178	317
	28年度	54	159	281
	29年度	52	169	270
	29/28年度(%)	96	107	96
合計	27年度	2,568	—	31,432
	28年度	2,524	—	33,775
	29年度	2,337	—	32,687
	29/28年度(%)	93	—	97

平成 29 年度における検査時点ベースの依頼検査状況は、上表のとおり、合計件数で 2,337（前年度：2,524）件、合計金額で 3,269（前年度：3,378）万円で、検査の結果、いずれも基準値を満たしていた。また、これを品種別にみると、次表のとおりであった。

**果実飲料の品種別 JAS 格付実績**（本会分：検査時点ベース）

品 種	平成 28 年度			平成 29 年度			変化率 (%)		
	原料用 (t) A	直接飲用 (kl) B	希釈飲用 (kl) C	原料用 (t) A`	直接飲用 (kl) B`	希釈飲用 (kl) C`	A`/ A	B`/ B	C`/ C
合 計	9,847	134,160	159	10,302	127,727	169	105	95	106
うち、うんしゅうみかん	1,211	4,492	0	1,376	3,525	0	114	78	0
かんきつ混合	7	5,330	18	5	5,335	18	71	100	100
なつみかん	28	106	0	37	138	0	132	130	0
グレープフルーツ	0	3,783	17	0	3,425	17	0	91	100
レモン	0	13,175	8	0	14,246	4	0	108	50
いよかん	0	0	0	0	0	0	0	0	0
はっさく	42	0	0	41	0	0	98	0	0
オレンジ	14	9,298	0	0	8,428	0	0	91	0
りんご	8,139	43,796	18	8,539	42,446	18	105	97	100
ぶどう	10	7,578	18	6	6,494	18	60	86	100
もも	83	9,380	21	55	8,527	21	66	91	100
うめ	90	106	44	113	117	61	126	110	139
パインアップル	218	4,414	15	124	3,414	12	57	77	80
混合果実	0	2,487	0	0	2,348	0	0	94	0
オレンジ混合	4	28,467	0	5	27,699	0	125	97	0
マンゴウ	0	544	0	0	443	0	0	81	0

**(4) JAS 製品の表示包装等審査登録**

本会では、本会与認定事業者との契約に基づき、果実飲料の JAS 表示包装等の審査登録を行っている。平成 29 年度の表示包装等審査登録における新たな登録は 30（前年度：32）件であった。

**(5) JAS 認定工場品質管理責任者等専門講習会**

本講習会は、従来から果実飲料等関係登録認定機関 3 団体（一般財団法人日本清涼飲料検査協会、一般財団法人食品環境検査協会及び本会）の共催で、年 1 回実施してきている。

平成 29 年度は、平成 30 年 1 月 25～26 日の 2 日間にわたって東京都港区にある機械振興会館で開催（プログラムは巻末の参考資料 3 参照）した。合計受講者数は 68（前年度：68）名で、そのうち本会を通じての受講者は 25（前年度：28）名であり、全課程修了者に対して修了証を手交した。



## 2) 一般依頼検査等の実施

### (1) 一般依頼検査

平成 29 年度の果実飲料の JAS 検査項目（旧検査項目を含む。）に関する一般依頼検査件数は、120（前年度：81）件であった。

### (2) 合成レモン依頼検査

「合成レモンの表示に関する公正競争規約」（昭和 42 年公正取引委員会告示第 24 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく「同規約施行規則」（昭和 43 年 2 月 26 日公正取引委員会承認）第 1 条の規定により、レモン果汁入り合成レモンの依頼検査は本会で実施することとなっており、平成 29 年度の検査は 33（前年度：32）件、1,638（前年度：1,512）kℓであった。

### (3) シイクワシャー果汁識別依頼検査

沖縄特産のミカン類の一種であるシイクワシャー（別名：ヒラミレモン）の果汁には健康機能性成分の一種であるノビレチンが多く含まれていることから、近年、消費者の人気が高まってきている中であって、トウキンカン類の一種であるカラマンシーの果汁そのものを、あるいはシイクワシャー果汁にカラマンシー果汁を混入して「シイクワシャー果汁」と称して販売されている例が見受けられた。

このため、平成 15 年 4 月、公正取引委員会と内閣府沖縄総合事務局では、一般消費者に「シイクワシャー果汁」と称して国内販売されている商品の実態調査を行った結果を踏まえて、沖縄県内の果実飲料製造業者 7 社に対して「景品表示法」（昭和 37 年法律第 134 号）の規定に違反するとして排除命令を発した。

このような中で、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構果樹茶業研究部門、学校法人中村学園及び沖縄県農業協同組合の 3 者は、カラマンシー果汁には機能性成分のノビレチンが僅かしか含まれず、かつ、カラマンシー果汁に含まれるフロレチン配糖体がシイクワシャー果汁には全く含まれていない点に着目して、簡易識別法を開発した。本会では、この簡易識別法を開発した特許申請者 3 者との間で「特許権等実施契約書」を締結し、平成 16 年 9 月から依頼検査を開始した。平成 29 年度の簡易識別法による依頼検査は無かった（前年度：0 件）。

### (4) 耐熱性好酸性菌（TAB）依頼検査

本会では、本会が平成 15 年 3 月に策定した「耐熱性好酸性菌統一検査法」による依頼検査を平成 17 年 4 月から受付けている。

平成 29 年度の依頼検査は 55 件（前年度：26 件）であり、そのうち、耐熱性好酸性菌（TAB）又は TAB のうちのグアイヤコール産生菌（AAT）の存在が認められたのは、1（前年度：0）件であった。

## 3) 残留農薬等分析試験・証明業務の実施

平成 18 年 5 月から施行の残留農薬等に関する、いわゆるポジティブリスト制度への的確な対応を期するため、本会では、Ⅲの 1 の 4) で記載のとおり、主要果汁別・産地別に残留農薬等の推奨分析試験項目等を盛り込んだ「一般社団法人日本果汁協会 残留農薬等対応規程」(平成 18 年 3 月 24 日制定)を定めている。

この規程に基づいて、本会を通じて本会が指定する分析試験機関に分析試験を依頼した場合には、当該分析試験成績表に本会名の「残留農薬等推奨試験項目認定印」を押印して依頼者に発給している。平成 29 年度に本会を通じて分析試験の依頼のあった件数は、国産果汁 2 (前年度：国産果汁 3) 件であった。

#### 4) 検査員の外部研修等の実施

本会では、検査所の検査員の知識・技術力の向上を図るため、従来から外部研修会・講習会等への参加に力を注いできており、平成 29 年度には次の研修会・講習会等に参加した。

##### 検査員の主な研修会・講習会等への参加状況

研修会・講習会名	日数	参加者数	主催者
日本食品分析センター講演会	1	1	(一財) 日本食品分析センター
ドリンクジャパンセミナー	1	3	(一社) 全国清涼飲料工業会 他
日本農林規格協会セミナー	1	2	(一社) 日本農林規格協会
JASIS 2017	1	3	(一社) 日本分析機械工業会 他
果汁技術研究発表会	1	2	本会
日本食品分析センター創立記念講演会	1	2	(一財) 日本食品分析センター
農林水産消費安全技術センター調査研究発表会	1	1	(独) 農林水産消費安全技術センター
食品安全規制等の見直しに向けた検討状況に関する説明会	1	1	HACCP 普及推進地方連絡協議会
ILSI JAPAN 公開シンポジウム	1	1	国際生命科学研究機構
J A S 品質管理責任者等専門講習会	2	2	本会 (一財) 日本清涼飲料検査協会 (一財) 食品環境検査協会
実務担当者研修会	1	3	本会
新たな JAS 制度説明会	1	2	農林水産省

#### IV 主な関係団体との連携

次の主な関係団体との間において密接な連携を図った。

##### 1 研究調査・啓発普及等事業関係

###### 1) 果実飲料公正取引協議会

本会は、果実飲料の公正な取引の推進を目的に、公正取引委員会(現在は、消費者庁所管)の認可を得て設立された同協議会の正会員として、同協議会が開催する諸会議に参加し、意見を述べるとともに、同協議会を通じて各種資料・情報の収集に努めた。

## 2) 飲料用紙容器リサイクル推進協議会

本会は、「容器包装リサイクル法」(平成7年法律第112号)の趣旨を受けて、飲料用紙容器(いわゆる「紙パック」)の回収・リサイクル促進を目的に設立された同協議会(事務局:全国牛乳容器環境協議会)の正会員として、同協議会が開催する諸会議に出席し意見を述べるとともに、同協議会を通じて各種資料・情報の収集に努め、また、同協議会が開催する諸行事に参加した。

また、同協議会を含む容器包装リサイクル関係6団体を構成員とする「3R連絡協議会」による共同事業に要する経費を負担した。

## 3) PET ボトルリサイクル推進協議会

本会は、「容器包装リサイクル法」(平成7年法律第112号)の趣旨を受けて、食品用ペットボトルの回収・リサイクル推進のための調査研究や指導・建議等を目的に設置された同協議会(事務局:PET ボトル協議会)の正会員として、同協議会が開催する諸会議に出席し意見を述べるとともに、同協議会を通じて各種資料・情報の収集に努め、また、同協議会が開催する諸行事に参加した。

## 4) 公益社団法人食品容器環境美化協会

本会は、飲料用容器のポイ捨て等による散乱防止の推進等を目的に設立された同協会の正会員として、同協会が開催する諸会議に出席し意見を述べるとともに、同協会を通じて各種資料・情報の収集に努め、また、同協会が開催する諸行事に参加した。

## 5) 一般財団法人食品産業センター

本会は、我が国の食品産業の健全な発展と新しい社会的問題に対応することを目的に設立された同センターの賛助会員として、同センターが開催する「食品産業連絡協議会」等に出席して意見を述べるとともに、同センターを通じて各種資料・情報の収集に努めた。

## 6) JETRO 農林水産情報研究会

本会は、(独)日本貿易振興機構(JETRO)が有する海外の農水産・食品関係の豊富な情報とノウハウを提供するために設置された同研究会(事務局:JETRO)の正会員として、同研究会を通じて海外の果実及び食品関係の各種資料・情報の収集に努めた。

## 2 認定・検査等事業関係

### 1) 一般社団法人日本農林規格協会(JAS協会)

本会は、JAS制度の普及・啓発推進を目的に設立された同協会の正会員として、同協会が開催する諸会議に出席して意見を述べるとともに、同協会を通じてJASに関する各種資料・情報の収集に努めた。

### 2) 食品関連産業国際標準システム・食品トレーサビリティ協議会

本会は、食品の製造から流通・消費に至る一貫した高度な品質・安全性確保システムの

普及促進を通じて、食品関連産業の振興、国民生活の向上を目的に設置された同協議会（事務局：（一社）日本農林規格協会）の正会員として、同協議会が開催する諸会議に出席して意見を述べるとともに、同協議会を通じて HACCP や ISO 等に関する各種資料・情報の収集に努めた。

### 3) 公益社団法人日本食品衛生協会

本会は、我が国の食品衛生の向上を目的に設立された同協会の特別会員として、同協会が開催する各種講習会、説明会等に出席して意見を述べるとともに、同協会を通じて各種資料・情報の収集に努めた。

## V 理事会・参与会及び総会等の開催

### 1 理事会・参与会

#### 1) 平成 29 年度第 1 回理事会・参与会

平成 29 年度第 1 回理事会・参与会を下記の議案について、定款第 37 条に基づいて書面により実施した(理事会の決議があったものと見なされた日は平成 29 年 5 月 24 日)。

#### 【議案等】

第 1 号議案 第 77 回（平成 29 年度）通常総会の開催（6 月 15 日）並びに提出議案に関する件

- 1 平成 28 年度事業報告に関する件（通常総会第 1 号議案）
- 2 平成 28 年度財務諸表に関する件（通常総会第 2 号議案）
- 3 平成 29 年度正会員会費に関する件（通常総会第 3 号議案）
- 4 役員補欠選任に関する件（通常総会第 4 号議案）
- 5 公益目的支出計画実施報告書に関する件（通常総会第 5 号議案）
- 6 その他報告事項

第 2 号議案 参与の補欠選任に関する件（通常総会報告事項）

第 3 号議案 平成 29 年度各委員会の委員に関する件（通常総会報告事項）  
報告事項

- 1 平成 29 年度第 2 回理事会・参与会の開催に関する件

#### 2) 平成 29 年度第 2 回理事会・参与会

平成 29 年 6 月 15 日、KKR ホテル東京において、平成 29 年度通常総会終了後に、第 2 回理事会・参与会を開催し、次の議案等について決議等を行った。

第 1 号議案 副会長理事の選定に関する件

第 2 号議案 副会長理事の順序に関する件

#### 3) 平成 29 年度第 3 回理事会・参与会

平成 30 年 3 月 14 日、KKR ホテル東京において、次の議案等について決議等を行った。

#### 【議案等】

第 1 号議案 平成 29 年度事業等経過報告に関する件

- 1 主要事項に関する件

- 2 平成 29 年度収支見込に関する件
  - 第 2 号議案 平成 30 年度事業計画（案）に関する件
  - 第 3 号議案 平成 30 年度収支予算（案）に関する件
  - 第 4 号議案 会員の入会に関する件
  - 第 5 号議案 「職員給与規程」の一部変更に関する件
  - 第 6 号議案 「旅費規程」の一部変更に関する件
- 報告事項

- 1 会員の退会に関する件
- 2 理事及び参与の退任に関する件
- 3 平成 30 年度の正会員会費の積算等に関する件
- 4 当面の主要会議の日程等に関する件
- 5 本会事務所の移転に関する件

## 2 総会

### 第 77 回（平成 29 年度）通常総会

平成 29 年 6 月 15 日、KKR ホテル東京において、次の議案等について決議等を行った。

#### 【議案等】

- 1 平成 28 年度事業報告に関する件
- 2 平成 28 年度財務諸表に関する件
- 3 平成 29 年度正会員会費に関する件
- 4 役員の新補欠選任に関する件
- 5 公益目的支出計画実施報告書に関する件

#### 報告事項

- 1 平成 29 年度事業計画に関する件
- 2 平成 29 年度収支予算に関する件
- 3 参与の新補欠選任に関する件
- 4 平成 29 年度各委員会の委員に関する件
- 5 会員の入退会に関する件